

さいたま市葬祭場等建築等指導要綱

(目的)

第1条 この告示は、葬祭場等の建築及び建築物の用途を変更して葬祭場等とすること（以下「葬祭場等の建築等」という。）を計画している建築主又は事業主（以下「建築主等」という。）、及び近隣住民等の双方に、当該計画に係る理解と協力を求めるうえで配慮すべき必要な事項を定めることにより、葬祭場等の建築等に伴う紛争を未然に防止し、地域の良い生活環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「葬祭場等」とは、業として葬儀を行うことを主たる目的とした集会施設（宗教施設、ホテル等を除く。）又は遺体を保管する施設（病院その他の医療施設を除く。）をいう。

2 この告示において「近隣住民等」とは、葬祭場等の建築等を計画している敷地境界線から水平距離が100メートル以内の範囲において、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を占有若しくは所有する者並びにその範囲に存する自治会の長及び商店会の長をいう。

3 この告示において「紛争」とは、葬祭場等の建築等に伴う生活環境に関する紛争をいう。

(適用除外)

第3条 この告示の規定は、国、県又は本市が行う葬祭場等の建築等には適用しない。

(建築主等の責務)

第4条 建築主等は、葬祭場等の建築等に際し、当該地域の住環境及び生活環境に及ぼす影響を配慮するとともに、近隣住民等に対して誠意を持って対応することとし、良好な近隣関係を築くように努めるものとする。

(近隣住民等の責務)

第5条 近隣住民等は、建築主等から葬祭場等の建築等の計画に係る事前説明会の申出があった際は、誠意を持って応じるように努めるとともに、良好な近隣関係を築くように努めるものとする。

(環境整備事項)

第6条 建築主等は、葬祭場等の建築等を計画しようとするときは、次の各号に掲げる事項に適合するよう努めなければならない。

- (1) 当該施設の敷地は、原則として幅員6メートル以上の道路に6メートル以上接すること。
- (2) 当該施設の外壁（バルコニー、出窓等の突出部分を含む。）又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、原則として隣地境界線より1メートル以上とし、隣地からの当該施設への眺望に対し、開口部の位置や樹木による緑化等により隣地に対して配慮すること。
- (3) 葬儀場設営作業車、湯かん作業車等が3台分以上駐車できる駐車場等を敷地内に設けること。
- (4) 霊きゅう車、マイクロバス等送迎車両が、停留及び乗降できるための場所を敷地内に確保すること。
- (5) 当該施設の敷地内には、廃棄物保管場所を設置すること。
- (6) 湯かん、遺体洗浄、若しくは遺体保存のための処理に使用され、又は遺体保存機器の洗浄に使用される洗浄設備や排水設備は、当該施設の内部に設置すること
- (7) 当該施設の敷地内は、生活環境等に配慮するための緑化を施すこと。
- (8) 当該施設の外観、色彩等については、周辺の環境及び景観に配慮したものとし、さいたま市景観計画に定める景観形成基準に適合すること。
- (9) 葬儀等に係る騒音、焼香等の臭気が隣接地の生活環境等に支障を及ぼさないよう、防音対策、防臭対策等を講じること。
- (10) 遺体安置所又は霊安室を設ける場合は、道路に面する面を除いて、可能な限り外部に面する部屋に設けないようにする等、隣接地に配慮すること。
- (11) 建築主等は、前各号のほか当該施設の計画により近隣住民等の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認められる事項については、当事者間で十分協議し、必要な措置を講じること。

2 増築計画については、前項の規定に基づき、敷地全体における将来

計画を示すとともに、増築に係る部分の事業規模に応じた整備を行うこと。

- 3 葬祭場等の建築等を計画している施設のうち、遺体を保管する施設のみの計画又は施設の延べ床面積が200平方メートル以下の計画については、第1項第1号から第4号までの規定は適用しない。

(管理運営事項)

第7条 建築主等は、葬祭場等の管理運営について、次の各号に適合するように努めなければならない。

- (1) 当該施設内を除き、敷地内外には花輪の設置は行わないこと。
- (2) 通夜、告別式等は、当該施設内で行うこと。
- (3) 当該施設の敷地の内外に会葬者などが滞留することのないよう、速やかな誘導を心掛けること。
- (4) 当該施設周辺の道路状況により、交通渋滞を来すおそれがある場合には、交通整理員等を適正に配置し、交通の円滑を図り効果的に交通事故を防止すること。
- (5) ストレッチャー、棺等による遺体の搬出入作業の際は、当該施設の敷地の隣接地や道路等周囲より直接視認できない措置を講じること。
- (6) 血液その他の体液が付着した布その他の廃棄物及び洗浄水等については、適切な処理を行うこと。
- (7) 当該施設の敷地の周辺地域に商店街等がある場合は、葬儀等の実施又は当該葬祭場等への遺体運搬車等の出入り等により、営業に支障を及ぼさないよう配慮すること。
- (8) 前各号のほか当該施設及び敷地内の衛生上及び安全上の管理を適切に行うとともに、近隣住民等から管理運営方法等についての申出があった場合には、当事者間で十分協議し速やかに対応すること。

- 2 葬祭場等の建築等を計画している施設のうち、遺体を保管する施設のみの計画については、前項第1号及び第2号の規定は適用しない。

(関係所管課との調整)

第8条 建築主等は、第6条第1項各号、同条第2項及び前条第1項各号に掲げる事項について、関係所管課と調整し、当該調整結果を記載

した調整結果集計表（様式第1号）により市長へ提出するものとする。

- 2 前項に規定する調整結果集計表の提出は、第10条第3項に規定する報告書に添付して行うものとする。

（標識の設置）

第9条 葬祭場等の建築等を計画する建築主等は、当該計画の周知を図るため、当該計画の概要を表示した標識（様式第2号）を当該計画敷地が道路に接する部分（2以上の道路に接する場合は、2以上の道路に接する部分）で公衆の見やすい位置に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるように設置するものとする。

- 2 前項の標識は、当該計画に係る建築基準法（昭和25年法律第201号（以下「法」という。））第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認の申請書を提出しようとする日の45日前（当該申請書の提出を要しない場合にあつては、工事に着手しようとする日の60日前）までに設置し、当該葬祭場等の工事が完了するまで設置するものとする。

- 3 建築主等は、第1項の規定により標識を設置したときは、速やかに標識設置届出書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（事前説明会）

第10条 建築主等は、前条第1項の標識を設置した日から15日を経過した日以後に、当該葬祭場等の建築等の計画の概要及び葬祭場等の管理計画の概要に関する事前説明会を開催し、近隣住民等に対し当該地域の生活環境について、第6条第1項各号、同条第2項及び第7条第1項各号に掲げる事項を踏まえ、どのように配慮しているかなどを説明し、協議するものとする。

- 2 協議は、近隣住民等及び建築主等の間で、お互いの権利を尊重し互譲をもって行うものとする。

- 3 建築主等は、第1項の規定による事前説明会を開催し、協議を行ったときは、事前説明会報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

- 4 前項の事前説明会報告書の提出は、協議継続を妨げるものではない。

い。

(協定等の締結)

第11条 建築主等は、前条の規定による近隣住民等との協議の結果、合意に達した事項について、近隣住民等が協定等を望むときは、協定等を締結するよう努めるものとする。

2 前項の規定により協定等が締結された場合は、協定書等の写しを市長に提出するとともに、これを遵守すること。

(計画の変更)

第12条 建築主等は、建築計画について次の各号に掲げる事項を変更をしたときは、速やかに変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。この場合において、標識設置届出書又は事前説明会報告書に添付した図書の記載事項に変更があるときは、その図書のうち変更に係る図書を提出しなければならない。

(1) 敷地の形態及び面積又は建築物の配置及び形態、建築面積、延べ面積若しくは高さの変更であって、周辺に及ぼす影響が少ないもの又は軽減されるもの

(2) 建築主等、設計者又は工事施工者の氏名若しくは住所

(3) 前2号に掲げるもののほか、周辺に及ぼす影響が少ない変更又は軽減される変更で市長が認めたもの

2 建築主等は、前項の規定による届出をしたときは、第9条第1項の標識に記載された事項について必要な訂正をしなければならない。

3 建築主等は計画施設の計画を変更した場合は、近隣対住民等に対して、その変更した事項について説明しなければならない。ただし、周辺に及ぼす影響が軽減される変更については、この限りでない。

(紛争の調整の申出)

第13条 紛争の当事者である近隣住民等及び建築主等（以下「紛争当事者」という。）は、紛争が生じた場合において、自主的な解決の努力を尽くしてもなおその解決に至らないときは、当該紛争の調整を市長に申し出ることができる。

2 市長は、紛争当事者の双方から前項に規定する紛争の調整の申出があったときは、あっせんを行うものとする。

- 3 市長は、前項の規定にかかわらず、紛争当事者の一方から紛争の調整の申出があった場合において、相当な理由があると認めるときは、あっせんを行うものとする。
- 4 第1項の規定による紛争の調整の申出は、当該工事着手前までに行わなければならない。
- 5 第1項の規定による紛争の調整の申出は、紛争調整申出書（様式第6号）により行うものとする。

（あっせん）

第14条 市長は、あっせんのため必要があると認めるときは、紛争当事者に対し、意見を聴くために出席を求め、及び必要な資料の提出を求めることができる。

- 2 市長は、紛争当事者に対し、あっせんの内容の対象となる事項の実現を不能にし、又は著しく困難にする行為の制限その他必要と認める措置をとることを求めることができる。
- 3 市長は、紛争当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、紛争が公正に解決されるよう努めるものとする。

（あっせんの打ち切り）

第15条 市長は、あっせんによる紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

（相談員）

第16条 葬祭場等の建築等に関する紛争の相談に応じるため、市にさいたま市葬祭場建築紛争相談員を置く。

（電子情報処理組織による申請等）

第17条 電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と申請又は届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により調整結果集計表、標識設置届出書、事前説明会報告書、変更届又は紛争調整申出書を提出する場合については、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号）及びさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成18年さいたま市規則第154号）の例による。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成14年10月25日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認の申請書を提出した者又は新築若しくは増築若しくは用途の変更の工事に着手した者については、第4条及び第5条の規定は、適用しない。

附 則 (平成27年3月31日告示第432号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のさいたま市葬祭場等建築等指導要綱の規定は、この告示の施行の日以後に標識設置届出書を受理した者の手続きについて適用し、同日前までに標識設置届出書を受理した者の手続きについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。